

議案第8号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(221) 略

(222) 家畜改良増殖法施行規則第25条第1項の規定に基づく修業試験の合格証明書の再交付 1件につき1,700円

(223) 削除

(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

ウ 略

エ 略

オ 略

カ 略

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(221) 略

(222)及び(223) 削除

(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

ウ 馬伝染性貧血 1件につき1,300円

エ 略

オ 略

カ 略

キ 略

キ 略

(225)～(315) 略

ク 略

(225)～(315) 略

(315の2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録 次の表の左欄に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1戸	1件につき6,000円
2戸以上4戸以下	1件につき7,000円
5戸以上9戸以下	1件につき8,000円
10戸以上19戸以下	1件につき10,000円
20戸以上39戸以下	1件につき11,000円
40戸以上49戸以下	1件につき12,000円
50戸以上99戸以下	1件につき14,000円
100戸以上	1件につき18,000円

(315の3) 住宅セーフティネット法第12条第3項の規定に基づ

く登録事項の変更の登録（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加に係るものに限る。）次の表の左欄に掲げる増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1戸以上4戸以下	1件につき1,000円
5戸以上9戸以下	1件につき3,000円
10戸以上19戸以下	1件につき4,000円
20戸以上29戸以下	1件につき5,000円
30戸以上49戸以下	1件につき6,000円
50戸以上99戸以下	1件につき8,000円
100戸以上	1件につき12,000円

(315の2) 略

(315の4) 略

(315の3) 略

(315の5) 略

(315の4) 略

(315の6) 略

(315の5) 略

(315の7) 略

(315の6) 略

(315の8) 略

(315の7) 略

(315の9) 略

(315の8) 略
(315の9) 略
(315の10) 略
(315の11) 略
(316)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(17) 略

(315の10) 略
(315の11) 略
(315の12) 略
(315の13) 略
(316)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(17) 略

(18) 住宅セーフティネット法第25条第1項の規定により知事の指定する者に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を行わせる場合における前項第315号の2及び第315号の3の手数料 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を行う者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第222号及び第223号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。